

答弁書第二一七号

内閣参質一八〇第二一七号

平成二十四年八月十七日

内閣総理大臣 野田 佳彦

参議院議長 平田 健二殿

参議院議員谷岡郁子君提出東京電力福島第一原子力発電所の作業員の報酬に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員谷岡郁子君提出東京電力福島第一原子力発電所の作業員の報酬に関する質問に対する答弁書

一及び二について

東京電力株式会社福島第一原子力発電所の個々の作業員（以下単に「作業員」という。）の報酬について、政府として現時点では把握していない。また、作業員の報酬を含め、労働に対する報酬については、一般に、契約により決まるものであり、その契約内容に応じて勤務実態も様々であると考えられることから、お尋ねの「適正な報酬」の水準について一概に答えすることは困難である。

三について

お尋ねの「公契約法」の意味するところが必ずしも明らかではないが、国や地方公共団体の発注する公共工事等に従事する労働者の労働条件の在り方については、適正な労働条件の確保及び予算の効率的な執行等の観点から、幅広い議論を進める必要があると考える。

